

(九) 教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。

(十) 教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。

(十一) 教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。

三 大衆教育の目的と教育方針

(十二) 大衆教育の目的は、個人生活の幸福と社会生活の幸福に在り。教育は、個人生活を幸福にするため、社会生活を幸福にするための手段である。

甲 教育方針

(十三) 教育方針は、教育の目的を達成するために必要な教育内容、教育方法、教育手段などを定めることである。教育方針は、教育の目的を達成するために必要な教育内容、教育方法、教育手段などを定めることである。